

# 海外募集型企画旅行 旅行条件書

株式会社西遊旅行

## 旅行条件書

お申し込みの際には必ずこの旅行条件書をお読みください。

### 1. 本旅行条件の意義

本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社西遊旅行(観光庁長官登録旅行業第607号)(以下「当社」といいます。)\*が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)\*を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)\*の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)\*及び当社旅行業約款(以下「当社約款」といいます。)\*によります。この約款の定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、約款の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### 3. 旅行のお申し込み

- 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から5営業日以内に申込金50,000円をお振込いただきます。この期間内に申込金が入金されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。  
※当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、カードにより所定の伝票への会員の署名なくして申込金または旅行代金の全額のお支払いを受けることを条件に旅行契約を締結する場合があります(以下「通信契約」といいます)。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。  
※振込手数料は、ツアーの催行可否に関わらずお客様によるご負担となります。

### 4. 契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、第3項の申込金を受理した時に成立するものとします。

### 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件等により構成されます。
- 本項①の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始日の3週間前～10日前にはお渡ししよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始の前日までにお渡しします。)\*ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

### 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残金及び旅行手続諸費用は、ご出発の30日前までに全額お支払いいただきます。

### 7. お申し込み条件

- 80歳以上の方のご参加は、原則70歳未満の同行者の同行を条件とします。また、15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(一部コースを除く) 15歳以上18歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。また高所ツアー(標高3,500m以上の宿泊を伴うコース)では、健康診断書(過去半年以内に受診されたもの)や健康アンケートのご記入をお願いする場合があります。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。
- 高齢の方、歩行や視聴覚などがご不自由な方、車椅子などの器具をご利用になっている方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、心身に障がいのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)\*。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。ただし、医師の診断書を提出していただき、その結果団体行動に支障をきたすと当社が判断した場合は、参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断した場合、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件(手配旅行契約または受注型企画旅行契約)でお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について添乗員又は係員にご連絡いただきます。
- 公序良俗に反する行為、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込み、あるいは旅行中のご参加の続行をお断りすることがあります。

### ●別表第1 海外旅行に係る取消料

| 区 分                                                                               | 取 消 料                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約(次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。)   |                                                                                                                                                                                                              |
| イ. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日に当たる日以降に解除するとき(□から二までに掲げる場合を除く。) | 旅行代金の10%                                                                                                                                                                                                     |
| □. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日に当たる日以降に解除する場合(ハ及び二に掲げる場合を除く。)                          | 旅行代金の20%                                                                                                                                                                                                     |
| ハ. 旅行開始日の前々日以降に解除する場合二に掲げる場合を除く。)                                                 | 旅行代金の50%                                                                                                                                                                                                     |
| 二. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合                                                            | 旅行代金の100%                                                                                                                                                                                                    |
| 2. 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約                                                            |                                                                                                                                                                                                              |
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日に当たる日以降に解除する場合(□から二までに掲げる場合を除く。)                        | 旅行代金の20%                                                                                                                                                                                                     |
| □. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日に当たる日以降に解除する場合(ハ及び二に掲げる場合を除く。)                          | 旅行代金の50%                                                                                                                                                                                                     |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日に当たる日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)                             | 旅行代金の80%                                                                                                                                                                                                     |
| 二. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合                                   | 旅行代金の100%                                                                                                                                                                                                    |
| 3. 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)                                  |                                                                                                                                                                                                              |
| イ. 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合(□に掲げる場合を除く。)   | ①クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のものを除く。②において同じ。)*の50%以上のもの<br>当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率<br>②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの<br>当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内旅行代金の100% |
| □. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合                                                           |                                                                                                                                                                                                              |
| 4. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約                                                    | 当該船舶に係る取消料の規定によります。                                                                                                                                                                                          |
| 注:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。                     |                                                                                                                                                                                                              |
| 備考:取消料の金額は、契約書面に明示します。                                                            |                                                                                                                                                                                                              |

### 8. 団体・グループの契約について

- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 9. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空機のエコノミークラス運賃(現地発着ツアーを除く)。
- 旅行日程に明示した利用交通機関の運賃(船舶、鉄道、バス)。
- 旅行日程または利用ホテルリストに明示した宿泊の料金(2人部屋を2名で使用することを基準としますが、場所により大部屋になることがあります。テントでの宿泊の場合、テントの使用人数はコースによって異なります。)\*および税・サービス料金。
- 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金。
- 旅行日程に明示した観光料金・観光に伴うガイド料金および入場料金。
- 手荷物運搬料金 お一人様につき20kg以内1個。(一部20kg以下のコースあり)
- 海外での空港使用料・空港税
- 添乗員が同行する場合の必要経費および添乗サービス料金、または現地ガイド・係員費用。

※上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなかった場合も払い戻しはいたしません。

### 10. 旅行代金に含まれないもの

前項①から⑧のほかは旅行代金に含まれません。その一部を次に例示します。超過手荷物料金、渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金および証明書交付料金・渡航手続代行料金)。保険料。クリーニング代、電報電話料、その他追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料。運輸機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る(例: 燃油サーチャージ))。日本国内での空港使用料。任意でご参加いただくオプションツアー料金。

### 11. 追加旅行代金

追加代金とは、1人部屋利用追加代金、延泊による宿泊代金、航空機の等級の変更や発着地の変更による差額運賃・料金、国内線追加代金等をいいます。

### 12. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続

●別表第2 変更補償金

| 変更補償金の支払いが必要となる変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 一件あたりの率(%) |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 旅行開始前      | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.5        | 3.0   |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1.0        | 2.0   |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1.0        | 2.0   |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.0        | 2.0   |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1.0        | 2.0   |
| 6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1.0        | 2.0   |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 1.0        | 2.0   |
| 8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1.0        | 2.0   |
| 9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2.5        | 5.0   |
| 注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。<br>注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。<br>注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。<br>注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。<br>注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。<br>注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。 |            |       |

の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

13. 旅行契約内容変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

14. 旅行代金の変更

- ①当社は利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加又は減少することがあります。
- ②①の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- ③①の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- ④当社は第13項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該旅行契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。))には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- ⑤運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

15. お客様の交替

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に対して譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費および手数料10,000円をいただきます。ただし航空機の予約者名変更ができないなどの事由により、交替に応じかねる場合がありますのであらかじめご了承ください。

16. お客様による旅行契約の解除(旅行開始前)

- ①お客様は、別表第1に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて、払い戻しいたします。
- ②当社の責任とならない各種ローンの取扱い及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
- ③ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内に当社にお申し出ください。
- ④お客様は次に掲げる場合においては、①の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
1. 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
2. 第14項-②の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

3. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
4. 当社が旅行者に対し、第5項で規定する期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
5. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑤お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、①の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- ⑥⑤の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他のすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

17. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
1. お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
2. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
4. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
5. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
6. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
7. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ②お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、第16項に定める取消料に相当する額の違約金を支払わなければなりません。
- ③当社は1.-5.に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、出発日23日前(別表第1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日前)までに当該旅行を中止する旨をお客様に通知します。

18. お客様による旅行契約の解除(旅行開始後)

- ①お客様のご都合により途中で離団される場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

19. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- ①当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
1. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
2. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
3. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当社が①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ③前項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分をお客様に払い戻します。

20. 旅行代金の払戻し

当社は、第14項-③から⑤までの規定による旅行代金の減額又は第16項から第19項までの規定による旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

21. 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- ②①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの

内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 22. 当社の指示

お客様は、旅行開始後終了までの間、旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 23. 添乗員等の業務

- ①当社は、旅行内容により添乗員その他の者を同行させて旅程管理の全部又は一部を行わせることがあります。
- ②前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 24. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないとき、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 25. 当社の責任

- ①当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ②当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円を限度として賠償します。
- ③①に規定する場合において、次に掲げるような事由によりお客様が損害を被られたときは原則として責任を負うものではありません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときはこの限りではありません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国制限、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

## 26. 特別補償

- ①当社は、第25項－①に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷물에被った一定の損害について、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個または一対についての補償限度は10万円)を支払います。
- ②①の損害について当社が第25項－①の規定に基づく責任を負うときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- ③お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- ④当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱われます。
- ⑤ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## 27. 旅程保証

- ①当社は、別表第2左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第14項－④のかつこ書に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該旅行について当社に第25項－①の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
1. 次に掲げる事由による変更  
天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体  
の安全確保のため必要な措置
2. 規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ②当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様お1人に対して1旅行につき旅行代金の15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、お客様お1人に対して1旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- ③当社が①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社第25項－①規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 28. お客様の責任

- ①お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、そのお客様は、損害を賠償しなければなりません。
- ②お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

- ③お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 29. 旅行業務取扱管理者

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の管理者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がある場合は旅行業務取扱管理者に質問してください。

## 30. 渡航先の海外危険情報・保健衛生について

- ①渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、下記の「外務省海外安全ホームページ」でもご確認ください。  
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ②渡航先の衛生状況については、下記の厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」でもご確認ください。  
<http://www.forth.go.jp/>

## 31. 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめた場合は、当社は所定の取消料をいただきます。

## 32. 海外旅行保険について

病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社にお問い合わせください。

## 33. お買物案内について

お客様の便宜をはかるために、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがありますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約または国内諸法令により日本への持ち込みが禁止されている品物がありますので、ご購入の際は十分ご注意ください。

## 34. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。  
※このほか、当社では、会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 35. その他

- ①お客様が個人的な案内を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- ②当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ③旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- ④こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
- ⑤発着空港と旅行契約の範囲について、例えば、「東京発着」(または「大阪発着」)とパンフレットに明示した場合で、日本国内の東京(または大阪)以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は、「東京発から東京着まで」(または「大阪発から大阪着まで」)となります。

## 36. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款によります。また、この条件書との間で齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行契約約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.saiyu.co.jp>)からもご覧になれます。

## 37. 旅行条件・旅行代金の基準

- ①本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。
- ②本条件書の各項にいう旅行代金とは、第9項に掲げる旅行代金に含まれるものおよび、第11項に掲げる追加旅行代金をいいます。この合計金額は、第16項の取消料、第27項の変更補償金の算出をする際の基準となります。